

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

各務原市長

市町村名 (市町村コード)	各務原市 (212130)
地域名 (地域内農業集落名)	稲羽地区 (松本町、上中屋町、山脇町、下切町、前渡西町、長平、北島、両内野、大野町、小佐野町、三井町、上戸町、大佐野町、下中屋町、神置町、成清町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

70歳以上の農業者の耕作面積の60.7%について、後継者が未定、又は不明であり、後継者不足がうかがえる。耕作地を引き受ける意向のある担い手が存在するため、引き受けやすい環境の整備が求められるが、それでも全て引き受けられるわけではないため、新たな担い手の確保も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

農地利用について、複数の認定農業者が担っていくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。
水稻を主要作目としつつ、露地栽培・施設栽培による野菜・いちごの生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の区域内にある農地で、農業上の利用が行われる区域とする。
なお以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年9月26日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・各務原市上戸町2丁目27番1、27番2 計1,202㎡ 別添地図①
- ・各務原市大佐野町2丁目115番、116番 計1,583㎡ 別添地図②
- ・各務原市大佐野町3丁目166番 886㎡ 別添地図③
- ・各務原市大佐野町3丁目184番、185番 計3,517㎡ 別添地図④

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
中心経営体である認定農業者が担っていくとともに、他の経営体への集約も促す。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
担い手の経営意向を考慮しながら、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
将来の担い手の負担軽減を目的に、農地の集積・集約化を図るため、地域の合意形成を前提として、農業基盤整備を検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
市・農業委員会・JAと連携し、地域内外からの多様な経営体の情報を共有し、経営体の確保育成に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
農作業委託の希望に応じられるよう、農業支援サービス事業者等の情報については、地域で積極的に共有する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②生産に由来する環境負荷低減のため、国・県の補助金を積極的に活用しながら推進する。
 ③生産性の向上や省力化のため、国・県の補助金を積極的に活用しながら推進する。